

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 改正の主な理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第８４号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和６年政令第２８３号。以下「改正法整備政令」という。）が公布され、改正法の施行日である令和６年１２月１２日から施行された。

これにより、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成２０年政令第３４６号。以下「出会い系サイト規制法施行令」という。）第１条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）第１１号が引用する大麻取締法（改正前大麻法）の規定が削除された一方、大麻が改正法第３条による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）第２条第１項第１号の麻薬として規定されたことにより、これらの罪は出会い系サイト規制法施行令第１条第１８号（改正法整備政令による改正後は同条第１７号）に掲げる罪とみなすこととされた。

よって、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準改定を行うもの。

2 対象となる処分基準

- （１）インターネット異性紹介事業の停止命令（第１４条第１項）
- （２）インターネット異性紹介事業の停止命令（第１５条第２項第２号）

3 施行日

令和７年３月１２日